

フードテック・アグリテックを軸としたスタートアップ等支援事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領はフードテック・アグリテックを軸としたスタートアップ等支援事業の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 提案を求める業務の概要

(1) 業務名称

フードテック・アグリテックを軸としたスタートアップ等支援事業業務委託

(2) 業務内容

フードテック・アグリテックを軸としたスタートアップ等支援事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和5年3月15日まで

(4) 委託費上限額

24,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

(1) 資格要件

提案者は、以下の要件を全て満たすこと。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ② 施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後、3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること。もしくは登録を予定しており、以下の要件を満たしている者
 - ア 市税、法人税、所得税又は消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - イ 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- ④ 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市の指名停止の期間がない者であること。新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、本公募による手続開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

- ⑤ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定後、本市の入札参加資格者名簿に登載されている者を除く)でないこと。
- ⑥ 暴力団(新潟市暴力団排除条例(平成 24 年新潟市条例第 61 条)第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。)が経営、運営に関与している企業等ではないこと。

4 スケジュール

- ・ 公募期間 令和 4 年 5 月 18 日(水)～令和 4 年 6 月 1 日 (水)
- ・ 質問提出期限 令和 4 年 5 月 25 日(水)
- ・ 質問回答 令和 4 年 5 月 27 日(金)
- ・ 参加表明書提出期限 令和 4 年 5 月 27 日(金)
- ・ 提案書提出期限 令和 4 年 6 月 1 日(水)
- ・ 選定委員会 令和 4 年 6 月上旬 [書面審査・プレゼンテーション]
- ・ 結果通知・契約交渉 審査後速やかに

5 質問及び回答

本業務及び本要領について質問することができる。質問は以下のとおり質問書を提出することとし、口頭による質問は受け付けない。

- ・ 提出期限 : 令和 4 年 5 月 25 日(水) 午後 5 時まで
- ・ 提出書類 : 質問書 (様式 1)
- ・ 提出方法 : 電子メール
- ・ 提出場所 : 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階
新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課
電子メール growing@city.niigata.lg.jp
- ・ 回答方法 : 令和 4 年 5 月 27 日 (金) までにメールにて回答する。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、以下のとおり参加表明書を提出すること。

- ・ 提出期限 : 令和 4 年 5 月 27 日(金) 午後 5 時まで
- ・ 提出書類 : 参加表明書 (様式 2)

※ 上記 3(1)③により、新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、参加表明時に下記の書類も提出すること。

- ア 登記事項証明書
- イ 直近の決算報告書
- ウ 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)

※ 新潟市内に本社又は支店、営業所等がある場合

※ 参加表明月の1カ月前以降に証明されたもの。

エ 国税の納税証明書(その3の3)

※ 参加表明月の3カ月前以降に証明されたもの。

オ 暴力団等の排除に関する誓約書

- ・ 提出部数 : 1部
- ・ 提出場所 : 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階
新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課
- ・ 提出方法 : 持参又は郵送
 - ※ 持参の場合は提出期限内の土曜、日曜、祝日を除く平日午前9時から午後5時までに提出すること。
 - ※ 郵送の場合は、提出期限までに必着とする。

7 提案書の提出

「提案書提出書類」一式を提出すること(様式任意)。

- ・ 記載内容 :
 - ① 提案書表紙
 - ② 業務実施体制
 - ③ 提案内容
 - ※ 記載内容については任意とするが、仕様書の内容を十分に踏まえ記載すること。
 - ※ ページ数は30ページ以内とすること。
 - ※ Word、Excel、PowerPointなどの制約は設けない。
 - ④ 見積書(要代表者印)
- ・ 規 格 : A4サイズ・片面印刷(縦横は指定しない)
- ・ 提出期限 : 令和4年6月1日(水)午後5時まで
- ・ 提出部数 : 正本1部、副本7部 合計8部
 - ※ 企業名等は正本にのみ記載。
 - ※ 副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。
- ・ 提出方法 : 紙・電子データ(正本データ、副本データの2通)
- ・ 留意事項 : 提案書提出後の追加及び変更は認めない。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。

選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員等で構成する。

(2) 選定方法

① 受託者の選定は、各提案者提出の提案書を使用し、選定委員による書類審査を実施する。なお、提案書以外の資料の使用は認めない。

② 選定委員会は非公開とする。

③ 各委員が評価基準に基づき採点を行い、順位をつけ、最優秀提案者を選定する。

提案者が1者であっても審査を行い、提案内容が優れたものであると判断した場合はその者を選定する。

上記①～③を前提に以下の2項目により選定を実施し合計点を基準とする。

I 書面審査

選定委員による書類審査を実施する。

II プレゼンテーション

本件における担当者によるプレゼンテーションを実施する。

※各提案者 20分（事業説明 15分+質疑応答 5分）

(3) 評価項目・配点 評価項目 評価内容

評価項目		評価内容	配点
業務遂行の体制 (配点：30点)	提案内容	提案内容は業務の目的に沿っており、目的達成の方法について具体的に示されているか	10
	経験・実績	これまでの本業務と同様又は類似の事業の経験・実績から、適切かつ効果的に事業を遂行し、成果をあげることができるか	5
	体制	業務内容に対して、適格性を有する人材(統括マネージャーやプロジェクトマネージャー)を設置し、業務を遂行できる組織体制となっているか	10
	事業スケジュール	事業スケジュールが現実的、効率的及び効果的なものとなっているか	5

具体的な業務内容 (配点：60点)	フードテック・アグリテックを軸としたスタートアップ等支援事業業務	フードテック・アグリテックを軸としたエコシステム形成方法の提案内容は具体的かつ実現性があるか	10
		エコシステム実装のための稼働想定やスケジュール等は具体的かつ実現性があるか	10
		イベントの企画運営や相談業務を行う体制の提案は適切か	10
		分科会の企画運営の提案は適切か	10
		アクセラレーション・プログラムの企画運営の提案は適切か	10
		適切に情報の発信・蓄積を行い、周知する体制となっているか	10
経費の妥当性 (配点：10点)	見積金額	見積限度額内で、業務内容に見合った適切な見積金額か	10
合計			100

(4) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に対し選定、非選定の旨を通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ① 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- ② 最優秀提案者の本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉を行う。
- ③ 契約締結後においても受託者が本提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。なお、契約の解除により損害を受けた場合は、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等については、再度調整を行ったうえ、委託契約を締結する。

採択された提案内容は、契約締結時に 修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約書

契約書(案)を基本とする。

(4) 再委託

本要項に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により承諾を得た場合にはこの限りでない。

1 0 業務の着手

- (1) 受託者は、本業務における管理責任者を置くものとする。
- (2) 受託者は、契約提出後速やかに本業務に着手すること。この場合において、着手とは本業務の実施のために新潟市との打合せを開始することをいう。

1 1 提案者の失格

- (1) 提案書提出期限に遅れた者
- (2) 上記2(4)の委託費上限額を超える見積金額を提案した者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反した者
- (4) 選定委員会による選定が終了するまでの間に選定委員に不当な接触を行った者

1 2 その他の留意事項

- (1) 提案書等の作成、提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (3) 選定結果について異議申立ては認めない。
- (4) 受託者の名称は公表できるものとする。
- (5) 受託者を除く提案者の情報(社名、提案内容等)は非公表とする。
- (6) 提出された提案書等は選定目的以外に提案者に無断で使用しない。

1 3 問い合わせ・各種書類提出先

新潟市 経済部 成長産業・イノベーション推進課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

T E L : 025 - 226 -1694 F A X : 025 - 228 -2277

電子メール : growing@city.niigata.lg.jp

以上